

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

きっと、いろいろな情報に出会います。

税と地域のための情報誌

千葉南法人会会報

春

2024年 4月～7月

No.145

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。

CONTENTS

《表紙裏面》 会員企業紹介／表紙の言葉

1-3 **速報情報** 『税制改正のあらまし』速報版

4-5 **令和5年度 申告・納付PR活動**

- ・確定申告タクシーPR活動
- ・「安全・便利な」キャッシュレス納付PR
- ・「いつでも！どこでも！スマホ申告
- ・青年部会確定申告PR活動

6-7 **NEWS [活動報告]**

- ・新春記念講演会・新春賀詞交歓会
講師 東京大学名誉教授 藤原 帰一氏
- ・視察研修会
- ・第4回パソコン講座『LINE公式アカウントの使い方』

8-9 **【税金トピックス】**

- ・税務だより「6月から定額減税が始まります!」
- ・県税だより「個人住民税は特別徴収で納めましょう」

10 **【身近な法律相談】** 『自転車の青切符(反則金)制度について』

11 **【コラム&占い】**

- ・産業応援コラム『市東地域15町会共創プロジェクト』
- ・天満由美子の健康運

12 **【お知らせ】** 事務局からのお知らせ／新会員紹介



千葉市緑区あすみが丘
日本では唯一の写真絵画専門の「ホキ美術館」



新春記念講演会



「安全・便利な」キャッシュレス納付PR



確定申告タクシーPR活動



めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 千葉南法人会

eLTAX

地方税ポータルシステム

e-Tax
www.e-tax.nta.go.jp



よろしくお願いします。

千葉南法人会 会員企業紹介



n-style サロン&アカデミー

学んで、気づいて、キレイになる

- 〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西 京成線ちはら台駅徒歩5分
- TEL 090-7921-1747 ● 市津支部 ● 美容 / 講師業



代表 中井 由紀

- 肌再生美容トレーナー
- MTJ 認定メイクセラピスト
- MTJ 認定講師

ご挨拶

待ちに待った春到来！新しいことへチャレンジしたい、環境を変えたい、そんな気持ちが沸き上がってくる季節ですね！大切なものは残しながら新しい時代と共に「自分自身」もブラッシュアップしていきたいものです。私は40代半ばまでコンプレックスをかかえ心に蓋をしていました。でも一度しかない人生、もっと輝きたい！と一念発起。45歳から勉強し資格も取得、新しい道へ舵をきりました。パーソナルカラーやメイク、心理学をベースに「変わりたい人」を応援することが何より楽しいです！今では他人の魅力を発掘する専門家となりました(笑) 人前で堂々と自信を持って振舞いたい、メイクやファッション、どうしたらいいかわからない、もう歳だからと色々ときかされている、ご自身のサロンでパーソナルカラーを活かし差別化したい・・・など、一つでも当てはまることがあればぜひお気軽にご相談ください。

皆さまとの出逢いを
楽しみにしています。

45歳からのリスタート ～あなたの魅力を発掘します～

「明日の自分が変わる」をコンセプトに、n-style から新しい日常を提案します。メイクセラピーメソッドを取り入れたサロンメニューをご用意。あなたの「キレイになりたい」という気持ちを全力で応援します！



1日で自分の魅力を丸ごと知りたい！

肌の自活力美容でノーファンデーションに！

メイクとカラーで選ばれる人になる！

- 経営者、講師やインストラクター、サロンオーナーなど個人でお仕事をされている方
- オンラインやSNSで自分に自信を持ってない方 ● 本気で変わりたい方！

あなたを外見と内面からサポート、
一歩踏み出すお手伝いをしています。

お知らせ

リクエストにお答えして、この春いよいよ！

『イケおじへの道』がスタート!!

モニター募集

第一印象で信頼されるファッション、若々しく見えるヘアスタイル、清潔感のあるお肌、トータルでサポートします。
一緒に『イケおじ』を目指しましょう!!
からイケてる経営者になって業績もアップしませんか？

ぜひ、参加してみてください!!



お気軽に
ご相談ください



▲▲ホームページ▼▼
<https://n-style-yuki.com>



▲▲Instagram▼▼
@YUKI.7NSTYLE



▲▲LINE▼▼

表紙の言葉

千葉市緑区あすみが丘「ホキ美術館」

日本では唯一の写実絵画専門の美術館



ホキ美術館は世界でもまれな写実絵画専門美術館として、2010年11月3日に千葉市緑区に開館しました。そのコレクションは、故保木将夫が収集した写実絵画作品、約500点から成っています。千葉市最大の公園である緑ゆたかな昭和の森に隣接した、地上1階、地下2階の三層の計500メートルにわたる回廊型ギャラリーでは、日本最大の森本草介コレクション36点をはじめ、野田弘志、中山忠彦など、約60名の現代作家による写実の名品約120点を、常時ご覧いただくことができます。一部鉄骨造によって空中に浮かせ、窓からは森が見渡せるギャラリーもあります。また、地下2階ではホキ美術館のための描きおろしを中心とした100号以上の大作「私の代表作」を展示しています。



I 法人税関係

(1) 賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制について、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が創設され、適用期限が3年間延長されます。

① 中小企業

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び税額控除率は現行を維持しつつ、賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、繰越控除措置が創設されます。

現 行			
全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+10%)	合計控除率 (最大40%)
+1.5%	15%	税額控除率 10%上乗せ	25% ※1
+2.5%	30%		40% ※1

改 正 案				
全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+5%) 【要件緩和】※2	女性活躍 子育て支援 【新設】※3	合計控除率 (最大45%)
+1.5%	15%	税額控除率 10%上乗せ	税額 控除率 5%上乗せ	30% ※1
+2.5%	30%			45% ※1

中小企業は5年間の繰越控除が可能(新設)
(繰越控除する年度は全雇用者給与等支給額対前年度増が要件)

※1 控除上限: 当期の法人税額の20%

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。

※3 くるみ認定 or えるぼし認定 (2段階目以上)

くるみ認定とは
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局へ申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみ認定)を受けることができます。

えるぼし認定とは
女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。

② 中堅企業・大企業

従来の大企業のうち、従業員2,000人以下の企業については、中堅企業という新たな枠が創設され、賃上げしやすい環境が整備されます。また、大企業については、現在の賃上げ率の要件(3%、4%)は維持しつつ、段階的に7%まで、さらに高い賃上げ率の要件が創設されます。

なお、本措置の適用を受けるために公表すべきマルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)について、取引先の消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針について記載されるよう、記載事項が明確化されます。また、対象法人に従来の「資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数の数が1,000人以上」に、「常時使用する従業員数が2,000人超の大法人」が追加されます。

現 行			
継続雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+20%)	合計控除率 (最大30%)
+3%	15%	税額控除率 5%上乗せ	20% ※1
+4%	25%		30% ※1

改 正 案 () 内は大企業のみ ※4				
継続雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+10%) 【要件緩和】※2	女性活躍 子育て支援 【新設】※3	合計控除率 (最大35%)
+3%	10% (10%)	税額控除率 5%上乗せ	税額 控除率 5%上乗せ	20%
+4%	25% (15%)			35% ※1
+5%	(20%)			25% ※1
+7%	(25%)			30% ※1

※1 控除上限: 当期の法人税額の20%

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。

※3 中堅企業はプラチナくるみ認定orえるぼし認定(3段階目以上)、大企業はプラチナくるみ認定orプラチナえるぼし認定。

※4 従業員数2,000人以下の従前の大企業であっても、その企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業となります。

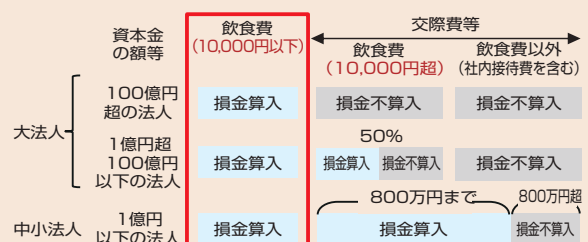
適用時期

①、②の改正については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 交際費課税の特例措置の延長と飲食費基準の見直し

交際費課税について、以下の措置が講じられます。

- 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)と交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金100億円以下の大法人も適用可)が3年間延長されます。
- 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下(現行:5,000円以下)に引き上げられます。



※ 中小法人は「飲食費の50%を損金算入できる措置」を選択することも可

適用時期

①の改正については、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。②の改正については、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならない法人(農業協同組合等)のうち、常時使用する従業員が300人を超える法人を対象法人から除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

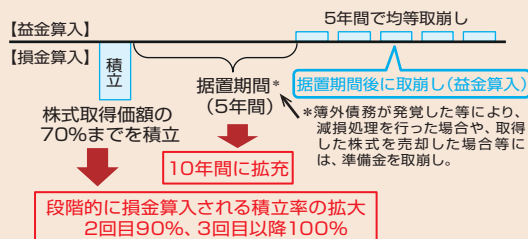
適用時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産を取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

(4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長

中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によるM&Aを行う場合(取得価額が10億円以下の場合に限ります)、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入ができる制度です。

改正案では、複数のM&Aを実施する場合(一定の表明保証保険契約を締結している場合等を除きます)、積立率が現行の70%から、2回目は90%、3回目以降は100%に拡充され、準備金残高の取崩しまでの据置期間についても10年間(現行:5年間)に拡充された上で、適用期限が3年間延長されます。



適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画(仮称)の認定を受けたものに適用されます。

(5) イノベーションボックス税制の創設

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権から生じる一定の所得(譲渡所得又はライセンス所得)について、30%の所得控除を認めるイノベーションボックス税制が創設されます。

イノベーションボックス税制の投資を増加させるインセンティブを強化するために、一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率が段階的(令和8年度、令和11年度、令和13年度の3段階)に引き下げられます。

適用時期

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(6) カーボンニュートラル投資促進税制の見直しと延長

カーボンニュートラル投資促進税制は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、対象設備を取得等した場合に、取得価額の50%の特別償却又は最大10%の税額控除が適用できる制度です。

改正案では、中小企業者が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分と税額控除率が見直され、その他所要の措置が講じられた上で、適用期限が2年間延長されます。なお、DX投資促進税制との合計で法人税額の20%が上限となります。

	企業区分	炭素生産性向上率	税額控除率	特別償却率
現行	なし	7%以上	5%	50%
		10%以上	10%	50%
改正案	中小企業	10%以上	10%	50%
		17%以上	14%	50%
	大企業	15%以上	5%	50%
		20%以上	10%	50%

適用時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた法人が、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供する資産に適用されます。

Ⅱ 所得税関係

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税で定額減税が講じられます。

減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税※3万円、個人住民税所得割額1万円となります。ただし、合計所得金額1,805万円超の所得者は対象外とされます。

※ 所得税については、住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税されます。

	実施時期
給与所得者	・ 令和6年6月以降の源泉徴収税額から
公的年金等受給者	・ 令和6年6月から控除しきれない場合は、翌月以降の税額から
不動産所得・事業所得者等	確定申告(原則)

適用時期

所得税は令和6年分の所得税額から、個人住民税は令和6年度分の個人住民税所得割額からそれぞれ控除されます。

(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て支援の観点から、子育て世帯等※における住宅ローン控除の借入限度額が上乗せされます。

具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡(現行:50㎡)に緩和されます。

※ 子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

	現行 (令和6年・7年入居)	改正案 (令和6年入居に限る)	
新築・買取 再販住宅	借入限度額	借入限度額	
		子育て世帯等	それ以外
認定	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ	3,000万円	4,000万円	3,000万円

適用時期

令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

子育て世代の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除)について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられます。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※ 子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

【一定の子育て対応改修工事】

次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る）

適用時期

令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

＜COLUMN＞

《その他の子育て支援策について》

下記の子育て支援策については、令和7年度税制改正において、以下の方向性で検討し、結論を得ることとなっています。

① 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

② 扶養控除の見直し

16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）が復元されます。

③ ひとり親控除の見直し

ひとり親控除の所得要件について、合計所得金額が1,000万円（現行：500万円）以下に引き上げられます。また、ひとり親控除の所得税の控除額が38万円（現行：35万円）に、個人住民税の控除額が33万円（現行：30万円）に引き上げられます。

なお、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅または令和6年6月30日までに建築された住宅については、現行の要件のまま変更はありません。

適用時期

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

（1）仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用には、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書等の保存が要件とされていますが、一定の取引については、適格請求書等の保存がなくても帳簿に、①課税仕入れの相手方の住所・所在地、②特例の対象である旨の記載をすることで、仕入税額控除ができる特例が設けられています。

改正案では、特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る）については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載が不要とされます。

適用時期

令和6年4月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。なお、運用上は、令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。

（2）簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し

税抜経理処理方式を採用する簡易課税適用者及び小規模事業者向け2割特例制度の適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化が図られました。

具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税等は生じませんが、簡易課税適用者等は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえ、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10（108分の8：軽減対象課税資産の譲渡等に係るもの）相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の必要の見直しが行われました。

適用時期

令和5年10月1日以後に国内で行う課税仕入れについて適用されます（令和5年12月消費税経理通達改正）。

Ⅲ 資産税関係

（1）法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和6年3月31日までに提出しなければならませんでした。

改正案では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）についても、個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

適用時期

特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで延長されます。

（2）直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額（1,000万円）の上乗せ措置の適用対象となる住宅用家屋の要件が見直されます。

改正案では、適用要件である住宅用家屋の省エネ性能基準が以下のとおり見直された上で、適用期限が3年間延長されます。

現 行	改 正 案
断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費 量等級4以上	断熱等性能等級5以上 かつ一次エネルギー消費 量等級6以上

Ⅴ その他

（1）外形標準課税の適用対象法人の見直し

① 減資への対応

外形標準課税の適用対象法人について、現行基準（資本金1億円超）は維持されますが、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、その事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。

また、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の末日までの間に資本金1億円以下であっても、施行日以後最初に開始する事業年度の末日に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする等の必要の措置が講じられます。

② 100%子会社への対応

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものについて外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

適用時期

①の改正については、令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から、②の改正については、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

*このパンフレットは、令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。



令和5年度確定申告タクシーPR活動 令和6年1月11日(木)～12日(金)

タクシーで自宅からの確定申告を呼びかけ

一般社団法人千葉南法人会（会長 寄主 俊雄）と一般社団法人千葉南青色申告会（会長岡田博文）は、今年で8年目になる電子申告（e-Tax）による自宅からの確定申告を呼びかけるPR用マグネットシートをタクシー会社に交付する「タクシー出発式」を令和6年1月11日、12日の両日開催しました。

「税務署に出向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかけるこの事業は、千葉南税務署管内にある千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のご協力の下、今年も管内を走るタクシー 600 台に装着され、「走る広告塔」として3月15日まで「e-Tax による自宅からの確定申告」を呼びかけます。



千葉南税務署を代表して生田税務署長挨拶



千葉南法人会寄主会長挨拶



参加者全員で記念撮影



千葉南法人会寄主会長から本千葉タクシー
安西社長へマグネットシート授与



本千葉タクシー乗務員
マグネットシート装着



千葉南法人会野中副会長から千葉県タクシー協会
市原支部根本副支部長へマグネットシート授与

「安全・便利な」キャッシュレス納付PR 令和6年1月19日(金)

一般社団法人千葉南法人会（会長 寄主 俊雄）は、「安全・便利な」キャッシュレス納付の一層の普及を呼びかけるPR用マグネットシートを、千葉南税務署管内の市原市ゴミ収集車委託会社に交付する出発式を開催しました。

今年で3年目になるこの事業は、「国税・地方税」の納付に納税者が便利なキャッシュレス納付の利用率向上を呼びかけるマグネットシートを、市原市ゴミ収集車委託会社のご協力の下、ゴミ収集車 28 台に装着し走る広告塔として3月15日迄「キャッシュレス納付」を呼びかけます。



千葉南法人会を代表して寄主会長挨拶



千葉南税務署を代表して生田税務署長挨拶



千葉南法人会 寄主会長より
丸八建設運輸株式会社船崎社長へ
キャッシュレス納付マグネットシート授与



生田千葉南税務署長より
三和起業株式会社へキャッシュレス納付
マグネットシート授与



小林市原県税事務所長より
タカハシ興産株式会社へキャッシュレス納付
マグネットシート授与



参加者全員で記念撮影



「いつでも!どこでも!スマホ申告」

令和6年1月25日(木)

一般社団法人千葉南法人会(会長 寄主 俊雄)と千葉南税務署管内団体長懇話会(会長 寄主 俊雄)は、「スマートフォンでの確定申告」を呼びかけるPR用マグネットシートを、千葉南税務署管内の路線バス会社に交付する出発式を開催しました。

今年で2年目になるこの事業は、確定申告会場へ行かず24時間いつでも申告できるスマートフォンでの確定申告の便利さをPRすることを目的に小湊鐵道株式会社のご協力の下、路線バス290台に装着し走る広告塔として3月15日迄「スマートフォンでの確定申告」を呼びかけます。



千葉南法人会 寄主会長より
小湊鐵道株式会社深山バス部長へ
スマホde確定申告マグネットシート授与



生田千葉南税務署長より
小湊鐵道株式会社バス乗務員へ
スマホde確定申告マグネットシート授与



小湊鐵道株式会社乗車中のイータ君



小湊鐵道株式会社路線バス確定申告PRバス出発式風景



参加者全員で記念撮影

青年部会確定申告PR活動

令和6年2月7日(水)・19日(月)

令和6年2月7日、2月19日の両日毎年恒例となっている確定申告PR活動を生田署長はじめ千葉南税務署署員・千葉南間税会のご協力を頂き実施いたしました。

このPR活動は、一般納税者の方々に対して税務申告の大切さと法人会活動を少しでも理解して頂くため、毎年確定申告期間の始まりにJR蘇我駅、JR五井駅街頭にて確定申告書の早期提出を促すポケットティッシュを配布しているものです。

今回は令和5年度確定申告書をスマートフォンを利用して、「いつでも、どこでも申告できる」をテーマにPRしました。

蘇我駅



JR蘇我駅街頭にて確定申告PR活動



JR蘇我駅街頭にて参加者全員で記念撮影

五井駅



JR五井駅街頭にて確定申告PR活動



JR五井駅街頭にて参加者全員で記念撮影

新春記念講演会・新春賀詞交歓会

講師 東京大学名誉教授、
未来ビジョン研究センター客員教授

藤原 帰一氏

令和6年1月23日(火)

『米中危機のなかの 日本—2024年の世界』

令和6年度新春記念講演会は、1月23日(火)に東京大学名誉教授、藤原帰一氏をお迎えし、ホテルポートプラザちばで行われました。

藤原氏は千葉大学国際高等研究基幹特任教授でもあり冒頭で、千葉にはなじみが深いとお話されました。

講演内容詳細は☆ 現状 三つの危機 ☆ リベラリズムの動揺 ☆ ウクライナ戦争の意味 ☆ 新しい冷戦 ☆ 台湾有事 ☆ 米中競合の軍事化 ☆ ウクライナ侵攻前におけるリベラリズムの後退 ☆ ポストリベラリズムの時代 ☆ 米中関係のゆくえ ☆ 経済と平和三つのシナリオ ☆ 日本の選択という多岐にわたる資料により、米・中関係について、イスラエル・パレスチナ危機、台湾問題等世界に一步踏み込み軍司や経済問題について解かり易く、噛み砕いてお話されました。

ロシアによるウクライナ侵攻について、当初は短期間でのロシアによる勝利は予測に反し長期化している。双方とも勝利を確信しつつ戦っているため、停戦交渉開始、戦闘早期終結の展望がない。ウクライナは兵士が不足しており、今後、西側からの兵器を含む支援が重要となる。

アメリカでは、11月の大統領選に、予備選挙が始まったばかりだが、共和党トランプ氏が立候補した。トランプ氏は、ロシアのウクライナ攻撃を認めている。大統領になった場合、ウクライナの支援を取り上げるだろう。そして、トランプ大統領となった場合のアメリカは、ウクライナの兵器介入はするが、プーチンとの協力、及び NATO からアメリカの脱退が見込まれる。

中国は、アメリカに対する軍事力を備えている。中国・ロシアの対米欧協力が終わり、アメリカ・EU・日豪韓対ロシア・中国の冷戦の危機となっている。

世界で起きている紛争は経済に重要な繋がり持っている。貿易の拡大が経済の成長につながることを何度かお話されていました。そのような世界状況のなかで、日本としては一般市民に対する救済、水・食料等の支援が必要となるが、岸田政権は、この1年間もつかどうか、国会解散も考えられる。

講演後は、テーブルで経営者の方々とお話をされており、名刺交換をさせて頂きましたが、藤原氏は、「映画ライター」という肩書もお持ちでした。

物腰の柔らかい方で、生徒になったつもりで、お薦めの映画を教えてくださいました。「戦争と女の顔」(ロシア)、「ドンパス」(ウクライナ)の二本の映画を名刺の裏に書いてくださいましたが、まさに、演題に相応しい映画の紹介でした。

経営者の皆様は、改めて世界情勢を知らされるとともに、「貿易の拡大が経済の成長に繋がる」ということに心を揺さぶられ、日本の政治・経済に期待をするとともに、まずは、自社の経済成長を・・・という思いで新年を踏み出されたことでしょう。



講師の東京大学名誉教授、
未来ビジョン研究センター客員教授 藤原 帰一氏



千葉南法人会 寄主会長挨拶



出席いただいた来賓の方々



新春記念講演会風景

令和5年度 第21回視察研修会

令和5年11月27日(月)～29日(水)

令和5年11月27日～29日に視察研修旅行を22名の参加により開催しました。今回は神々の国と呼ばれる出雲の地に、その象徴のように建つ出雲大社。鳥取砂丘の砂と水だけを使用して制作された、砂の彫刻「砂像」を展示する世界で唯一の砂丘美術館。

120点におよぶ横山大観の作品と日本庭園で有名な足立美術館。有馬温泉、湯村温泉とともに兵庫県を代表する温泉「城之崎温泉」。「天空の城」や「日本のマチュピチュ」と呼ばれる山城遺跡「竹田城跡」。650年以上の歴史があり現存する城の中でも屈指の美を誇る名城・国宝「姫路城」を見学しました。



鳥取砂丘「砂の美術館」にて



竹田城跡にて記念撮影



国宝姫路城にて記念撮影



出雲大社にて記念撮影

第4回パソコン講座

令和6年1月11日(木)

LINE公式アカウント 『ビジネス活用術セミナー』

ご存じですか？ LINE 公式アカウントを利用したビジネス。

LINE 公式アカウントは、企業や店舗がお客様に直接情報を届けられるサービスです。今回のセミナーでは LINE 公式アカウントのビジネス活用について、仕事の作業効率を高める目からうろこのテクニックを WEB セミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会（愛媛）にご協力を頂き、(株)エンカレッジ竹森まりえ氏を講師に千葉西法人会との共催で1月11日に開催、4名の受講がありました。



受講風景

説明中の ㈱エンカレッジ
竹森まりえ氏



千葉南税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1

TEL 043-261-5571 (代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、
担当者がご用件にお答えします。

6月から定額減税が始まります！

定額減税の
特設サイトは
こちらから！



【国税庁 HP 定額減税特設サイト】

国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君



定額減税説明会を開催します ～ LINE での「事前予約制」になります～

次の日程で「定額減税説明会」を実施しますのでご利用ください。

開催日	会 場	時 間	定 員
4月 8 日 (月)	千葉南税務署 3階小会議室	午前：10時～11時 午後：15時～16時 ※受付開始は開始時間の 30分前からです。	各10名
4月15日 (月)			
5月13日 (月)			
5月20日 (月)			
5月23日 (木)			
5月30日 (木)			

○「千葉市にお住まいの方」「市原市にお住まいの方」それぞれを対象にした会場もご用意しておりますので、詳細は国税庁 HP をご覧ください。

○駐車場の台数を制限しています。ご来場の際は
公共交通機関をご利用ください。

○LINE での「事前予約制」となっております。

友だち追加は
こちらから！



LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを
友だち追加してください。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

～個人住民税は給与からの天引きがルールです～

● 特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

● 基本的な手続きの流れ

【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員（納税義務者）が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。



【STEP②】特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（特別徴収義務者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額を知らせしますので、6月の給料から特別徴収（給与天引き）を開始してください。



【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

DMハガキ/名刺/チラシ/資料/カレンダー/パンフレット
リーフレット/席次/招待状/論文集/自費出版/随筆集
句集/記念集/パッケージ/各種サンプル作成 他



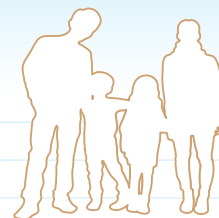
有限会社丸三印刷所

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7
☎ 043-263-6952 ☎ 043-266-4400

<http://www.marusan.co.jp>

身近な法律相談

弁護士
徳 吉 完



テーマ

『自転車の青切符（反則金）制度について』

毎回、本コーナーでは、企業を取り巻くさまざまな法律問題について取り上げていますが、今回はちょっと趣向を変えて、皆さんにとってもっと「身近な」法律問題といえる、最近話題の「自転車の青切符（反則金）制度」についてご説明します。

Q1 そもそも「青切符」制度とは何ですか。

A1 いわゆる「青切符」制度は、正式には「交通反則通告制度」といって、道路交通法違反のうち、比較的軽微で明白、定型的なもの（例：一定以下の速度違反、信号無視、一時停止違反等）について、通常の刑事手続き（捜査、検察官送致、起訴等）を経ることなく、反則金の支払いのみで簡易迅速に処理する制度です。

従来は、自動車及びバイク（原付を含む）だけが対象でしたが、法改正により、自転車も対象に加わる見込みとなりました。改正法は2026年までに施行される予定です。



Q2 自転車のどのような違反行為が青切符の対象になるのですか。

A2 自動車・バイクと同様、明白で定型的な行為が主な対象となり、信号無視、一時停止違反、通行区分違反（右側通行、歩道通行）などが例に挙げられています。また、注目度の高いものとして、携帯電話・スマートフォンを使用しながらのいわゆる「ながら運転」も反則行為として取り締まりの対象になります。

一方、酒酔い運転や妨害運転といった悪質性の高い行為については、反則金の対象とはならず、原則通り刑事手続きによる処罰が検討されることになります。

Q3 違反すると、いくらくらい反則金を取られるのですか。

A3 反則金の額は、5000円から1万2000円くらいになる見込みです。

詳細は未定ですが、一部報道によれば、現在の原付と同様、一時不停止、傘さしやイヤホン使用などは5000円、信号無視は6000円、遮断踏切への立ち入りは7000円、携帯電話

などの使用は1万2000円の見通しとされており、実現すれば、ながら運転への規制は厳しいものといえそうです。

Q4 子どもが違反した場合も、青切符の対象になりますか。

A4 交通反則通告（青切符）制度の対象は、16歳以上の自転車運転者とされています。これは、16歳未満の場合、交通ルールに関する知識の程度や、青切符制度の効果等の理解度に個人差が大きいと考えられることから、画一的な処理にはなじまないとされたためです。

そのため、こうした場合は、個別の事案に応じた処理を行うとともに、学校での自転車交通安全教育や、地域での情報の共有、広報啓発等に力を入れていくこととされています（警察庁作成資料より）。

自転車による違反行為は、以上のように反則金の対象となるだけでなく、死亡事故等の重大な事故に繋がったり、それにより刑事罰を受けたりする可能性もあります。

ぜひ、皆様の職場やご家庭でも、自転車運転時のルール遵守と安全について、話し合ってみてください。

以上

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2
TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422

～「市東地域 15 町会共創プロジェクト」～

房総西線や房総東線といった鉄道の路線をご存じですか。

房総西線は現在の内房線で東線は外房線になります。昭和 47 年に現在の名称になりました。そのころ土気や鎌取駅の駅前にはスキの生える野原でした。嘗田の駅前が一番栄えていました。

昔々、市原都市東村国吉村は嘗田駅から南に 5 キロの地にあり市東村の中心地として村役場が置かれ、病院や商店、パチンコ屋もあったといひます。

昭和 38 年の市町村合併で市東村は市原市に編入されましたが、現千葉市緑区の板倉地区は市東村内の部落でしたが、千葉市への編入を希望し実現しました。ところで市東村は、外房線文化圏に入るのになぜ、市原市に編入されてしまったのでしょうか。こんな話を聞いたことがあります。初代八幡町長で、参議院議員となった菅野儀作氏が、市東地区が千葉市に行ってしまうと選挙の票が減って勝てなくなる。と言うので、市東地区は市原市に編入したと云います。市東地区は浜野を河口とする村田川流域文化圏で村田川は東を上流として土気に至り、一方、五井を河口とする養老川文化圏は南に下り、養老溪谷に至ります。

千葉南法人会には、新住民がおおく、地域の歴史を知る機会も少ないのではないのでしょうか。この機会に知られざる地域の歴史を

探求しても良いでしょう。さて、東国吉のバス停前（平成 28 年廃線）に『十五や』という駄菓子屋さんが昨年オープンしました。市東地域 15 の町会が手を組んだ地域活性化「市東地域 15 町会共創プロジェクト」によるものです。楽しい駄菓子求めて全国から来店客があります。この『十五や』が入居する建物について、フリー百科事典ウィキペディアで紹介されているのです。『千葉中央バス』の項に、《嘗田駅 - 東国吉間は、千葉中央バスの中でも特に古い営業区間であり、東国吉停留所の前には千葉郊外自動車時代の車庫兼宿舎が店舗に転用されて現存する。》と、記述されています。

最近のニュースで、土気駅一大椎台団地を結ぶ大椎台団地線の 2 キロが、昨年 10 月から 1 日あたりの本数が往復 32 本から 3 本に大幅減になったそうです。地域の活性化も大きな課題ですね。



事業鑑定士（令和 6 年 5 月～8 月）

天満由美子の健康運

『自分の考えを優先してあげて』



おひつじ座 (3/21～4/20)

危うきに近寄らず、を貫きましょう。わかっているのにチャレンジするには、危険が大きい時期です。必要であれば次の機会を伺って挑もう。



おうし座 (4/21～5/21)

やろうとしていたことを行動に移すと良い時期です。思いがけず良いトレーニング仲間が見つかったり、予約に空きが出たりしているかも。



ふたご座 (5/22～6/21)

最善策を選べない状況にあったとしても、今できる最良を選んでいけば、その後の機会に挽回できるでしょう。ゼロか百かでなくても大丈夫。



かに座 (6/22～7/23)

気が向かないが付き合いで行った場所で災難に会うかもしれません。自分の考えを尊重して、前向きな気持ちであるか確認してからにしよう。



しし座 (7/24～8/23)

大きな活動期に備えて、今は無理せず体力を蓄える時。大胆な行動は控えめに。室内でじっくりおこなう筋力トレーニングがおすすめです。



おとめ座 (8/24～9/23)

完璧を求めてしまうと、ストレスになってしまうようです。良いことも、良くないこともほどほどで充分な時がある、と覚えておきましょう。



てんびん座 (9/24～10/23)

よそ見、ながら作業は自分で考えている以上に集中力、注意力を削ぎます。大きなミスをしてしまわないよう、きちんと状況を整えましょう。



さそり座 (10/24～11/22)

もう少しだけ便利になることを贅沢と思わなくてもよいです。新調したり、買い変えるのに躊躇せず金額をかけても見返りがありそうです。



いて座 (11/23～12/22)

予約するのを忘れていた歯医者、眼医者、ちょっとした定期健診が抜けていないでしょうか？後回しにしがちなところに気を向けてみて。



やぎ座 (12/23～1/20)

頭の中が不調でも身体は元気、な状況です。ランニング、ウォーキングなどがお勧めです。身体を動かすうちに、頭もすっきりしてきます。



みずがめ座 (1/21～2/19)

イメージチェン挑戦には注意。前の方が良かった、になりそう。他の方法での気分転換を考えてみよう。同じであることが悪いことではないです。



うお座 (2/20～3/20)

お出かけにツキがありそうです。スポーツの試合遠征、というよりはレジャー気分の方がおすすめ。感性やセンスアップも期待できそうです。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。

よろしくお願い致します



ジェー・エス・テー株式会社

- 〒267-0066 千葉市緑区あすみが丘 1-17-5 2F
- 土気支部 ● 保育所
- TEL 043-295-3349

株式会社REEF KNOT

- 〒267-0061 千葉市緑区土気町 1584-83
- 土気支部 ● サービス（広告・PR業）
- TEL 043-205-2718

有限会社タル斗工業

- 〒299-0109 市原市今津朝山 812
- 海岸千種支部 ● 建設業
- TEL 0436-62-5300

有限会社田中住建

- 〒299-0118 市原市椎津 1073-1
- 姉崎中央支部 ● 建設業
- TEL 0436-61-3793

株式会社加曽利

- 〒299-0106 市原市今津朝山 929-2
- 海岸千種支部 ● 道路貨物運送業
- TEL 0436-37-5155

株式会社エンジニアリングサービス・コマツ

- 〒290-0066 市原市五所 1551-3
- 八幡西支部 ● 土木工事業
- TEL 0436-41-1341

サンコー電気設備株式会社

- 〒264-0037 千葉市若葉区源町 344-9
- 南支部 ● 電気工事業
- TEL 043-207-8801

株式会社シスコムネット

- 〒266-0026 千葉市緑区古市場町 474-40
- 生浜支部 ● 建設業
- TEL 043-208-4456

住まいるぷらす合同会社

- 〒266-0033 千葉市緑区おゆみ野南 3-14-7
- 生実支部 ● 不動産業
- TEL 043-497-6830

合同会社Bills

- 〒266-0033 千葉市緑区おゆみ野南 3-14-7
- 生実支部 ● 不動産業
- TEL 043-497-6830

アセットトレイン株式会社

- 〒290-0022 市原市西広 1-5-30
- 五井中央第2支部 ● 不動産
- TEL 0436-63-2085

株式会社IHT

- 〒260-0016 千葉市中央区富士見 2-16-4
- 三社プラザ602 ● 市原支部 ● 飲食業
- TEL 043-301-4506

株式会社関棟建業

- 〒290-0062 市原市八幡 2101-53
- 八幡北支部 ● 建築業
- TEL 080-6653-9345

トラント

- 〒266-0032 千葉市緑区おゆみ野中央 7-26-10
- ロックヒルズ' 春番館 201 ● 生実支部
- 建設業 ● TEL 080-1164-2775

八洲計装株式会社

- 〒299-0111 市原市桜台 2-3-7
- 姉崎中央支部 ● 工業計器修理保全
- TEL 0436-67-0511

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費が多端の折縮縮ですが、令和5年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当代会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人

千葉南法人会会報

第145号 令和6年3月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5
ケーブビル 201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 寄主 俊雄

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭重樹

印刷・会員 (有)丸三印刷所

編集後記

自民党の派閥の政治資金パーティーをめぐる事件が政界を大きく揺るがしている。政治資金を集めるために行われる「政治資金パーティー」。参加者は、一口2万円程度のパーティー券を購入し、多い時には数千人規模になることもあり、多い時は数億円のお金が集まるとの事。

業界としてみれば、向かい合った時にいろいろお願い事をすることもあるだろうと。もしもの時のためというか。

もしパーティーに関する不記載が故意に、あるいは組織的に行われたということになれば、非常に重大な問題だと思う。こういうことが無いようなチェックやコントロールの仕組みというのを今後考えて行く必要があるのではないのか。

しかし、政治には金がかかるという事が常識になっていて、選挙と議員を支える人をどれだけ多く雇っていくかにかかっていると言う。

この機会に、お金がかからない政治になっていけたら良いと思う。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税理士 景山 秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430



業務用総合食品卸
学校給食・産業給食
外食産業・スーパー

健康で楽しい食生活INNOVATION

株式会社鈴木食品は、業務用総合食品問屋として冷凍食品、チルド食品、ドライ食品を流通しており、メーカーとしても、冷凍食品・チルド食品の製造を行っております。
千葉県に事業を開業以来（創業昭和25年）安全・安心を心がけ美味しい商品を安く、業務を的確に行い又情報の提案も続けて参りたいと努力をしております。



ANNIVERSARY
74
YEARS

一般社団法人 大日本水産会 HACCP認定

株式会社 鈴木食品

☎267-0056
千葉県千葉市緑区大野台2丁目10番地1
TEL:043-295-7700(代) FAX:043-295-5533

2024年 一般社団法人 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2024年7月10日(水)・17日(水)・25日(木)・26日(金)
五井グランドホテル(市原市五井5584-1)

受付時間：9:30～11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース + 超音波(腹部、胆・肝・脾・腎・脾5臓器) + 腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査 + C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施 500円	54,800円	39,000円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	29,100円	22,900円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,900円	18,100円	-4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに9,211円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコース、基本定健は対象外になります)②35歳～74歳までの方となります。
詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 ※実施日：7月10日(水)・17日(水)・25日(木) 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
マスト MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400円
ABC 検診(胃ガンリスク検診) ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
シフラ CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんの有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円
甲状腺検査 血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900円
NT-proBNP 心臓への負担を示す検査です。(採血検査)	2,900円
腸内フローラ検査 腸内細菌を可視化できる検査です(採便後、ご自身でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	17,800円
NEW 女性用腫瘍マーカー検査(CA125, AC15-3) 乳がん、卵巣がん検査(採血検査) ※女性健診と一緒に受診いただくと、より早期発見が可能になります。	3,300円

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員の方のみは認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★申し込み方法 健診月2ヶ月前に“健診のご案内”を送付致します。
又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL: 03-5767-1714
受付時間(平日): 9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

データ管理部
健康支援課

TEL: 03-5767-6162
受付時間(平日): 9:00～12:00、13:00～16:30

法人会おすすめ!
一年に一回
健康診断を
受けましょう!

